国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

いのちとくらしをまもる
防　災　減　災

令和６年１２月１２日

国土交通省　九州地方整備局
宮崎河川国道事務所
延岡河川国道事務所
宮崎県
県土整備部　道路保全課

令和6年度宮崎県道路メンテナンス会議を開催

この度、延期しておりました「令和6年度宮崎県道路メンテナンス会議」を下記日時で開催しますので、お知らせします。
「宮崎県道路メンテナンス会議」は、宮崎県内の各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、適切な道路構造物の保全を行い、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とした会議です。
なお、今回は「宮崎県道路鉄道連絡会議」も同日開催となります。

【日時】 **令和6年12月18日（水）**

13時30分～　令和6年度宮崎県道路メンテナンス会議
1. 点検実施状況及び修繕着手等の状況
2. 点検及び修繕率向上に向けた自治体支援
3. 意見交換

15時20分～（予定）　令和6年度宮崎県道路鉄道連絡会議
1. 跨線橋の点検実施及び点検結果
2. 意見交換

【会場】 事務局　対面方式　国土交通省宮崎河川国道事務所　2階　防災対策室
（宮崎市大工2丁目39番地）
自治体　対面方式及びWEB方式

報道機関の皆様へ
会議会場では冒頭の会長挨拶までは傍聴は可能です。それ以降は非公開とさせていただきます。
カメラ撮りは、会議の進行に支障のないようお願いします。
道路鉄道連絡会議の開始時間は、予定時間より前後する場合があります。
傍聴を希望される場合は、12/17(火)17時までに、別紙ー1(傍聴申込書)に記入の上、提出をお願いします。

【問い合わせ先】 宮崎県道路メンテナンス会議　事務局

国土交通省　九州地方整備局　宮崎河川国道事務所
代表電話　0985－24－8221　　FAX　0985－32－7301
（会議内容）総括保全対策官　増尾（ますお）　明彦（あきひこ）（内線308）
（開催庶務）保全対策官　本多（ほんだ）　あらし（内線404）

令和6年度宮崎県道路メンテナンス会議　会場

【会場】 国土交通省　宮崎河川国道事務所
2階防災対策室（宮崎市大工2丁目39番地）

宮崎県道路メンテナンス会議

《設立の目的》
　道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、宮崎県内の道路管理者等が相互に連絡調整を行うことにより適切な道路構造物の保全を行い、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。
（宮崎県道路メンテナンス会議規約より抜粋）

（1）設置　平成26年5月28日　（第1回会議）
（2）構成　宮崎県内の全道路管理者（国、県、26市町村、県道路公社、高速道路会社）
（3）会長　国土交通省　九州地方整備局　宮崎河川国道事務所長
（4）会議開催経緯

［平成26年度］ 3回	［令和元年度］ 1回
［平成27年度］ 3回	［令和2年度］ 1回（資料配布）
［平成28年度］ 2回	［令和3年度］ 1回（WEB会議）
［平成29年度］ 2回	［令和4年度］ 1回（WEB会議）
［平成30年度］ 2回	［令和5年度］ 1回（WEB会議）

設立　第1回会議　開催状況

参考　　道路法　抜粋
（協議会）
第28条の2　交通上密接な関連を有する道路（以下この項において「密接関連道路」という。）の管理を行う二以上の道路管理者は、密接関連道路の管理を効果的に行うために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

専門部会　宮崎県道路鉄道連絡会議

《設立の目的》
　道路法第28条の2及び道路法施行規則の一部改正に基づき設置するもので、宮崎県道路メンテナンス会議規約第5条第1項に規定の「専門部会」に位置づけるものとし、宮崎県内の安全かつ円滑な交通の確保及び効率的な道路管理を実現することを目的とする。
（宮崎県道路鉄道連絡会議　規約より抜粋）

（1）設置　平成29年2月8日　（第1回会議）
（2）構成　宮崎県内の道路管理者　鉄道事業者
　　（国、県、15市町、県道路公社、高速道路会社　JR九州　JR貨物）
（3）会長　国土交通省　九州地方整備局　宮崎河川国道事務所長
（4）会議開催経緯

平成28年度　1回	平成29年度　1回	平成30年度　1回
令和元年度　1回	令和2年度　1回（資料配布）	令和3年度　1回（WEB会議）
令和4年度　1回（WEB会議）		令和5年度　1回（WEB会議）

設立　第1回会議　開催状況

参考　道路法施行規則　抜粋
（道路の維持又は修繕に関する技術的基準等）
第4条の5の5　　令35条の2第2項の国土交通省令で定める道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。
（略）
四　橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道経営者の新設軌道とが立体交差する場合における当該鉄道又は当該新設軌道の上の道路の部分の計画的な維持及び修繕が図られるよう、あらかじめ独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、当該鉄道事業者又は当該軌道経営者との協議により、当該道路の部分の維持又は修繕の方法を定めておくこと。

【別紙－１】

ＦＡＸ送り状

送信先　　国土交通省　九州地方整備局　宮崎河川国道事務所　道路管理第二課
保全対策官　本多　あて
（ＦＡＸ　０９８５－３２－７３０１）
メールの場合　メールアドレス　　honda-a8910@mlit.go.jp

・・・